

えびの市教育大綱

平成28年6月
えびの市



はじめに

平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、地方教育行政の責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化を図ることを目的として、総合教育会議の設置並びに地方公共団体の長による教育大綱の策定といった新たな仕組みが設けられました。

教育大綱は、その地域における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や根本的な方針を定めるものでありますが、この度総合教育会議における協議を経て、本市における大綱を策定することとなりました。

本市におきましては、『大自然と人々が融合し、「新たな力」が躍動するまち えびの』を将来像として第5次えびの市総合計画を策定し、様々な施策を展開していますが、その中の基本目標の1つとして、「志と郷土愛を持つ”人づくり”」を掲げ、学校教育、社会教育等の充実に努めているところであります。今回策定する大綱は、この計画と連動するものであり、今後、本市の教育施策を進めていく上で基本方針となるものであります。

国全体が人口減少社会を迎える中で、将来にわたって持続可能な地域社会を実現させるためにも、現世代だけでなく次世代の育成も見据えた人づくりは大変重要であります。今後も創造性豊かな意欲ある人づくり、個性とやすらぎのある地域づくり、さらに地域に根ざした特色ある学校づくりを教育委員会と連携して推進してまいります。

平成28年6月

えびの市長 村岡 隆明

えびの市教育大綱

えびの市教育基本方針

本市の教育は、教育基本法の理念および宮崎県教育基本方針にのっとり、人間尊重の精神を基調として、「たくましいからだ、豊かな心、すぐれた知性」をそなえ、郷土に対する誇りと柔軟な国際感覚にあふれ、新たな時代を担っていく気概をもち、心身ともに調和のとれた人間の育成を目指します。

このため、えびの市民憲章のもとに、生涯にわたって適切な学習が進められるよう、学校教育、社会教育、生涯スポーツの充実振興を図るとともに、その有機的な連携を密にして、生涯学習の推進に努めます。

施策1 郷土を担う人材の育成

未来を担う子どもたちが、郷土に対する誇りと柔軟な国際感覚にあふれ、新たな時代を担っていく熱意を持ち、心身ともに健やかで、個性ある人材となるよう、教育の充実を図ります。

また、市民のだれもがいつでも学べ、スポーツに親しめる生涯学習、生涯スポーツ環境づくりに取り組み、地域の教育力の向上に努めるとともに、一人ひとりの人権を尊重する人権意識の高揚を図ります。



(1) 学校教育の充実

- 幼児教育の充実
- えびの市一貫教育の推進
- 教育環境の整備・充実



(2) 青少年の健全育成

- 家庭の教育力の向上
- 地域ぐるみによる青少年の育成

(3) 生涯学習の促進

- 学びへの支援体制の充実
- 身近に学べる環境づくり
- 社会教育施設の充実



(4) スポーツの振興

- 生涯スポーツの推進
- 地域スポーツの推進
- 競技スポーツ・スポーツ交流の推進

(5) 人権意識の高揚

- 人権啓発・教育の推進
- 人権侵害に対する支援の推進

施策2 郷土文化の継承と新しい文化の創造

市民が文化・芸術に親しみ、まちへの愛着をさらに高められるよう、まちの歴史・文化の保存・継承に努めるとともに、文化・芸術活動の促進を図ります。また、国際理解教育を推進し、文化の創出に努めます。

(1) 文化芸術活動の促進

- 郷土文化及び文化財の保存・継承
- 芸術・文化活動の推進

(2) 国際理解教育の推進

- 英語教育の充実

